

部活動に係る活動方針

青森県立田名部高等学校

はじめに 部活動に係る活動方針の策定にあたって

本校は、校訓「自律・協和・純正」のもと、「全人的な人間教育の実現」に取り組み、自らの夢や志の実現に向け努力を重ね、自己の可能性を切り拓くことのできる生徒を育成することを目標としている。グランドデザイン（平成28年策定）において、「文武一同の推進」を掲げており、部活動は生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動である。一方で、合理的でかつ効率的・効果的な部活動運営に取り組むことが求められている。また、部活動における過熱化、指導する教職員の多忙化等の課題が指摘されている。

本校の部活動に係る活動方針は、青森県教育委員会が策定した「運動部活動の指針（平成30年12月策定）」および「青森県文化部活動の方針（令和元年8月策定）」に基づき策定する。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (4) 校長は、教職員の部活動への関与について、法令等に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、週当たり1日以上休養日を設ける。定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保する。
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

5 生徒徴収金について

- (1) 部活動顧問は、生徒徴収金については、事前にその目的を明確にし、保護者の経済的負担が過大とならないように留意する。
- (2) 部活動顧問は、生徒徴収金に係る出納簿および決算書を作成し、校内監査を受ける。また、保護者に決算書を提示する。